

# 忘れていませんか？ 歯科の特殊健診

事業場の労働者の人数に係わらず

労基署への実施報告が義務化されました

(令和4年10月  
一部改正)

△一定の業務に従事する労働者に対する歯科健診の義務

事業者は有害な業務で、

政令に定めるものに従事する労働者に対し、歯科医師による健診を行わなければなりません(安衛法66条3)。有害業務に従事する方が1人でも実施義務があります。

△事業で使っていませんか？

有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務です(安衛令22条3)。「場所」に対する義務なので、そ

の場所で事務作業をしていても健診対象者です。△歯科健診の実施頻度

事業者は、有害な業務

に従事する労働者に対し、雇入れの際、有害業務への配置替えの際、及びその後6カ月以内ごとに1回、定期に歯科医師による健診を行わなければならない(安衛則48条)。

△歯科健診の労働基準監督署への報告義務のある事業所(令和4年10月の改正点)

今までは、労基署への健診結果の報告義務があるのは労働者数が50人以上の事業場でしたが、令和4年10月からは労働者数に係わらず実施報告が

義務化されました。△産業の場で使われている化学物質

作業現場では約7万種

の化学物質が扱われ年々増加しています。メッキ工場やバッテリー工場などの化学工場、窯業、土

石製品製造、非金属製造業に多く見られます(厚労省・令和2年)。気づかないうちに健康を害しているかもしれません。△事業場の歯科特殊健診の意義

事業場の歯科健診は虫

歯や歯周病などの管理を行う健診ではありません。事業場、業務、有害物質などの非個人的な要因が深く係わる健康問題についての診査、診断を行う健診です。健診ではその

症状が業務に起因するものか否かを鑑別し管理します。更にその結果を作業環境管理や作業管理を通して労働災害発生防止に繋げるようにしています。(参考文献・日本歯科医師会)

(鶴岡地区歯科医師会)

## 仕事で使っていませんか？



有害な業務とは、塩酸・硝酸・硫酸・亜硫酸・フッ化水素・黄りん・その他、歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

(労働安全衛生法施行令第22条)

### 歯科医師による健康診断

事業者は、有害な業務に従事する労働者に対し、雇入れの際、有害業務への配置替えの際、および当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期に歯科医師による健康診断を行わなければならない

(労働安全衛生規則第48条)

4月18日は「よい歯の日」